

公立大学法人滋賀県立大学教員選考規程

平成18年4月1日

公立大学法人滋賀県立大学規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員人事規程第2条第3項に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）の教員の採用選考に関し、その基準および採用選考の方法のほか必要な事項を定めるものとする。

(採用選考の方法)

第2条 教員の採用選考は、次条から第6条までに定める資格のいずれかを有し、かつ、人格、学歴、職歴、学会および社会における活動、健康等が本学の教員として適すると認められるもののうちから、学部長、全学共通教育推進機構長または大学附属施設長（専任の教員を配置する施設に限る。以下同じ。）（以下「部局長」という。）の推薦に基づき理事長が行う。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授または専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助手またはこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位または学位規則第5条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在籍し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識および経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条または前条に規定する教授または准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第5条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号または第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨

床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものまたは獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位) または学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

(3) 専攻分野について、知識および経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第6条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(採用選考の開始)

第7条 部局の長は、理事長が別に定める公立大学法人滋賀県立大学人事計画(以下「人事計画」という。)に基づき、教員の採用選考の必要が生じたときは、理事長に申し出るとともに学部にあつては教授会、全学共通教育推進機構または附属施設にあつては当該組織の教員人事に関する事項を審議する会議(以下「教授会等」という。)に諮り採用選考を開始する。

2 前項にかかわらず理事長は、教員の採用選考の必要を認めたときは、当該教授会等に教員の採用選考の手続きを開始するよう指示することができる。

(採用選考の原則)

第8条 教員の採用選考は、公募によることを原則とする。

(教員候補者の部局の審査)

第9条 部局の長は、教授会等に教員候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置き、教員候補者の公募および業績ならびに経歴等の審査を行う。

2 部局の長は、前項の公募および審査に関して、理事長が別に定める公立大学法人滋賀県立大学人事方針および人事計画に照らしてあらかじめ意見を述べることができる。

3 委員会は、教員候補者の審査を終了したときは、別に定める書類を作成し、部局の長に報告するものとする。

4 委員会は、教授会等構成員の互選によって選ばれた委員(副学長たる役員または教授もしくはこれと同等の資格を有する者として教授会等が認めた者に限る。)をもって組織する。ただし部局の長は、当該委員会の構成員になることはできない。

5 委員会に委員長を置き、委員長はその互選によるものとする。

6 その他委員会について必要な事項は、部局の長が教授会等に諮り別に定める。

(教員候補者の部局の推薦)

第10条 部局の長は、委員会より教員候補者の報告を受けたときは、教授会等に諮り、教員候補者を決定するものとする。この場合において、部局の長は、当該報告について、意見を付して提出することができるものとする。

2 部局の長は、前項により決定された教員候補者について、別に定める書類を添えて総務担当理事を経由して理事長に推薦するものとする。

3 前項の場合において、理事長は、推薦に係る選考が次の各号のいずれかに該当するときは、推薦を却下することができる。この場合において、理事長は、推薦を却下した旨を教育研究評議会および役員会に報告しなければならない。

(1) 人事計画に基づかないときその他人事計画と著しく異なるとき

(2) 裁量の範囲を超え審査が著しく不当であるなど選考過程に瑕疵があると認められるとき

(教員採用候補者の決定)

第11条 理事長は、部局の長から前条の推薦を受理した場合は、教員採用候補者として選考決定する。

2 理事長は、前項の教員採用候補者を採用した場合には、採用した直後の教育研究評議会に当該教員の所属、職、経歴等を報告しなければならない。

(昇任候補者)

第12条 第2条から前条までの規定は、昇任について、これを準用する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか教員の採用の基準に関して必要な事項は、教育研究評議会の議を経て理事長が定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前における助教授としての経歴は、准教授としての経歴とみなす。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年1月5日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。